

住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針

令和8年6月8日決定
デジタル庁（総務省）

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「住所・所在地情報管理システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

住所・所在地情報管理システム（住居表示業務等）

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

住居表示台帳の電子化未実施団体においては、その約 89%が庁内他部署からの情報照会等を受け、約 82%が情報公開請求に対応している。その件数及び所要時間は、年平均約 11 件、1 件あたり最大 16.4 時間である(*)。

庁内他部署からの情報照会の例としては、転入届が提出された際に、住居表示台帳を参照し、付定済みの住居番号であることの確認の実施がある。

情報公開請求への対応においては、一定期間に付定された住居番号に係る紙台帳のコピーを定期的に求められる場合があり、付定記録を基に対象図面を特定し、台帳上に申請者名等個人情報の記載がある自治体においては黒塗りし、コピーを実施している。

地番の位置情報の活用や、建築確認申請との連携等、データの利用に関する先進事例がある一方で、各団体とも建物の滅失の補足に苦勞している状況が見受けられる。また、公開型 GIS で市民・民間事業者に対して情報を公開し、問い合わせ数の低減につなげている例もある。

(イ) システムの導入状況

住居表示台帳管理システムを導入している団体の割合は約 27%である(*)。

(*) 令和7年12月～令和8年1月実施のデジタル庁調査による

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

本取組を推進する結果として、現在紙で住居表示台帳を管理する多くの市区町村において台帳の電子化が進み、結果として、庁内他部署又は他の行政機関や民間事業者が必要とするデータが整備され、当該データを活用する他の行政機関における行政運営の簡素化や民間事業者の業務の処理における利便性の向上が図られることになる。

そのため、目指すべきは、「システムを共通化すること」自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることとし、既に一部の地方公共団体が利用している既存システムの標準化や利用促進、それらのシステムとの連携を含めて、対応策を一つに限定することなく対応の検討を進める。

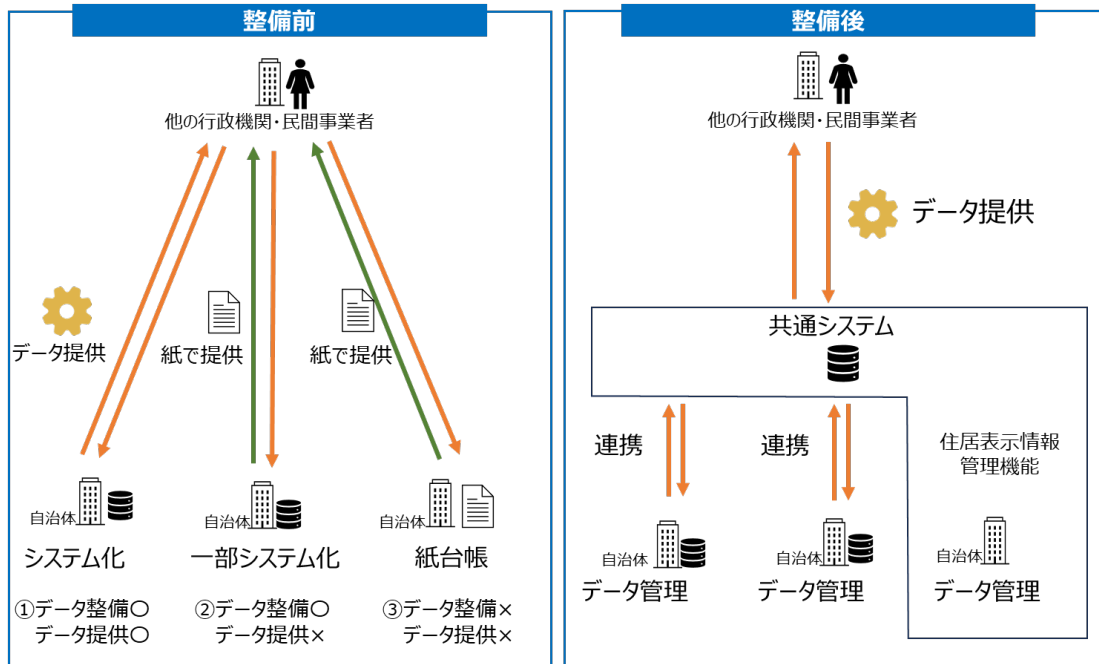
住居表示台帳の電子化未実施団体に対しては、国による住居表示情報管理共通システムを提供するとともに、住居表示台帳電子化を促進する。これらの取組により、市区町村における住居番号の付定の業務をシステム上で実施できるようにする。加えて、業務の効率化のため、共通システム（地図機能）では登記所備付地図、地番現況図、都市計画基本図、航空写真等行政機関が保有する地図等を重ね合わせて表示可能とする。なお、共通システムの機能は、トータルコストの最小化を図るため、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら必要最小限のものとする想定である。

住居表示台帳システム導入済み団体に対しては、データ仕様の標準化も含め既存システムと共通システム間でのデータ連携を検討及び推進する。

以上の施策の組合せにより、共通システムのデータベースで全国共通仕様の住居表示関連データを一元管理することを可能とする。

また、行政機関内での情報共有として、共通システムで参照用地図機能を提供し、庁内での住居表示台帳の情報の共有を容易にする。この機能においても、登記所備付地図、地番現況図、都市計画基本図及び航空写真等の行政機関が保有する地図等を重ね合わせて表示可能とする。これにより、住居表示による住所・所在地の表記と地番との関係を確認できるようにする。

また、他の行政機関や民間事業者に対してデータを提供するため、住居表示関連データを出力する機能を設ける。



地番情報と住居表示情報を重ね合わせる例



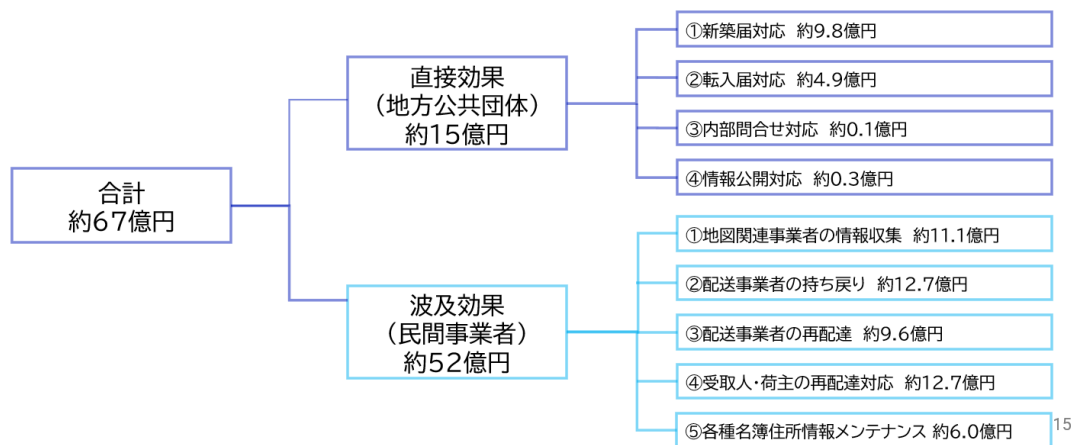
地番情報・住居表示情報・航空写真を重ね合わせる例



(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

共通システムの導入により、直接効果としての地方公共団体内の業務効率化と、波及効果としての民間事業者における効率化が実現され、5年の累計で最大約67億円程度の政策効果が見込まれる。



(ア) 国民の利便性の向上

直接効果としての地方公共団体内の業務効率化に伴う届出や問い合わせへの対応時間の短縮等の市民サービスの向上が図られる。また、アドレス・ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース住所・所在地関係データベース）整備を通じた波及効果として、民間事業者における効率化（5年累計で最大約52億円程度の効果）と、それに伴う当該民間事業者の顧客に対する利便性向上を見込む。

波及効果①地図関連事業者の情報収集 — 地図関連事業者による地図整備において、公表資料等を収集し、変化点情報を整理した上で地図の更新作業を実施しているが、対象期間における住居表示情報の異動が、位置情報を含めて提供されると、更新作業のコストが削減される。

波及効果②配送業者の持ち帰り — 新築建物の住所は配送業者のシステムに未登録のケースが多く、配達先住所の特定が困難な場合は配送業者が現地に赴いての探索や電話での確認を要している。共通システムに新築建物の住所・座標情報等が登録され、配送業者へ提供されることで、配達先の特定が容易になることで、コストが削減される。

波及効果③配送業者の再配達 — 住所未登録の新築建物への配送不能が発生した際、再配達が必要になる。共通システムにより正確な住所・座標情報等が提供されることで、再配達のコストが削減される。

波及効果④受取人・荷主側の再配達 — 住所未登録の新築建物への配送不能が発生した際、受取人・荷主側でも配送業者への再配達依頼や道案内等のコストが発生する。共通システムにより住所・座標情報等が提供されることで配送業者による持ち返りが削減され、受取人・荷主側の対応コストも削減される。

波及効果⑤各種名簿住所情報メンテナンス－物流・ライフライン・不動産・金融事業者では、顧客名簿・配送先台帳のメンテナンスを定期的に行う必要があるが、新築の建物は住所・座標情報等が整備されていないため、独自に新築の建物の検索や情報確認を行う必要があり、多くの工数を要する。共通システムにより新築の建物の住所・座標情報等が提供されることで、新築の建物の検索・情報確認が容易になり、顧客名簿・配送先台帳等の更新業務に係る工数が削減される。メンテナンスコストの削減効果算出にあたっては、特に大規模事業者において効率化すると推定し、事業者ヒアリングをもとに業種別の顧客名簿・配送先台帳等の工数削減率を設定する。

(イ) 行政の効率化

住居表示台帳電子化未実施団体がシステム化した場合の市内の効率化の効果は5年累計で最大約15億円程度を見込む。

直接効果①新築届対応－共通システムにより届出住所の確認、台帳への情報記入、その他台帳を使った作業の工数が削減される。

直接効果②転入届対応－共通システムにより転入届受付時の住所確認の工数が削減される。

直接効果③内部問い合わせ対応－共通化システムにより市内での新築物件や住居表示実施区域に関する照会対応、その他情報を探す作業の工数が削減される。

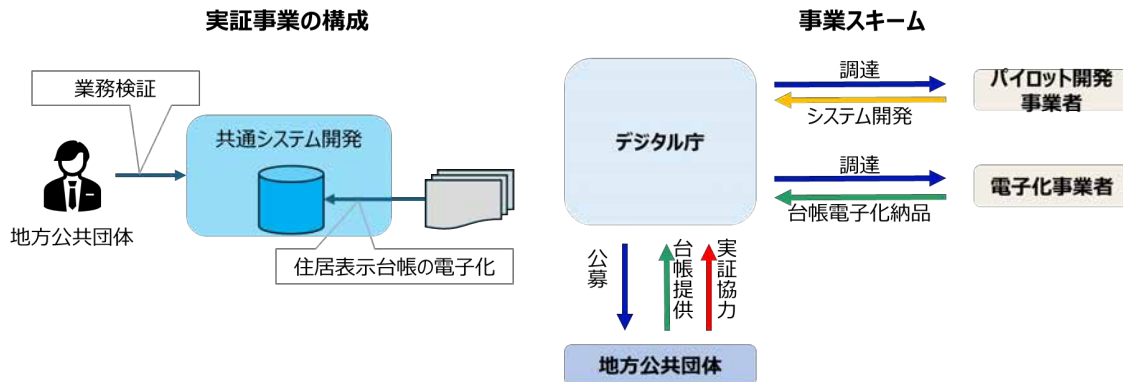
直接効果④情報公開対応－共通システムにより情報公開請求に応じた資料作成（個人情報を含む場合の黒塗り作業を含む）の工数が削減される。

上記の政策効果の他、地方分権提案において指摘されているとおり、住居表示台帳電子化とそのバックアップにより災害等による台帳の滅失リスクを回避することや、住居表示台帳と地番現況図の重ね合わせ表示による、住居表示情報（街区符号・住居番号）と地番の対応関係の把握が可能となる。また、共通システムから住居表示台帳のデータ提供により、民間事業者でのデータ利用や、公開型GISでの情報公開により、交付や問い合わせの低減につながる可能性がある。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。実証事業は①パイロットシステムの開発、②住居表示台帳の電子化、③業務検証の3つの事業から構成さ

れる。①パイロットシステムの開発及び②台帳電子化については、デジタル庁が調達を実施する。③業務検証については、協力いただく地方公共団体（25 団体）が既存業務と並行して実際の業務をパイロットシステム上で実施する。



ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

住居表示台帳の電子化未実施団体においては、住居表示台帳を電子化する費用が最も大きな割合を占めるが、団体ごとに異なる情報であり、共通化によってもトータルコストの低減にはつながらない。そのため、必要最小限の情報項目をデータ化する方策を実施し、業務が運用可能かを、令和9年度の業務検証を通じた実証を行い、トータルコストの最小化を図る。

住居表示業務のためのシステムについては、民間事業者が提供する既存システムと、デジタル庁が構築する共通システムが併存する想定である。共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら機能を必要最小限に絞り、運用費等を低く抑える想定である。

住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることをアドレス・ベース・レジストリの整備として目指しており、それによる効果は2. (2) ア. に記載のとおりである。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

共通化を進める上で、目指すべきは「システムを共通化すること」自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態とすることであり、アドレス・ベース・レジストリの整備方針と整合を取る必要がある。ベース・レジストリ有識者会合におい

て、住居表示情報と地番を地図上で重ね合わせることで、航空写真と地番を地図上で重ね合わせることで行政運営の効率化について検討されていることに基づき、地図情報に関してアドレス・ベース・レジストリと不動産ベース・レジストリを一体的に検討する必要がある。

アドレス・ベース・レジストリの今後の整備方針については、住居表示情報と地番について、緯度経度（地理座標）を含めて保持することで、地図上に重ね合わせられるようにすることとし、行政機関内において、他の台帳システムで利用できるようにするほか、不動産ベース・レジストリに収録されている登記情報を組み合わせることで、登記情報の検索も容易なものとする。また、座標情報含めた住居表示情報と地番情報については、民間事業者への提供も検討する。

実現に向けては、地方公共団体が管理する住居表示や地番の情報と、法務省が管理する不動産登記の情報を統合する必要がある。

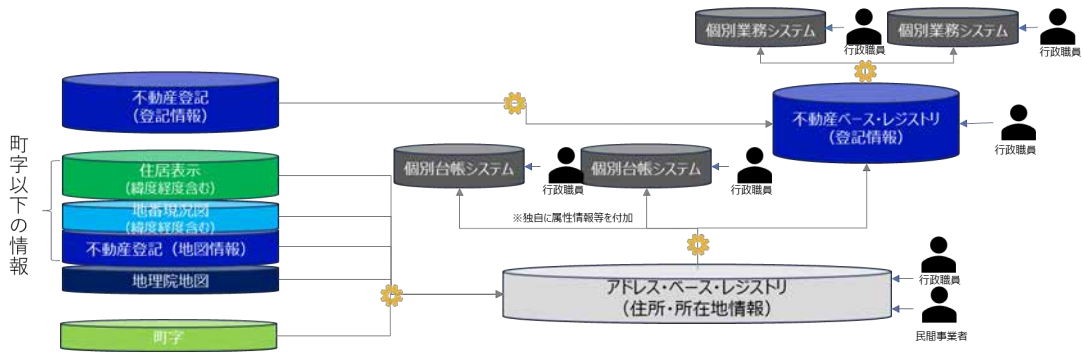
住居表示情報の位置情報については、住居表示台帳電子化未実施団体における住居表示台帳の電子化を進めるとともに、パイロットシステムを通じた実証事業の実施により、共通システム整備（住居表示情報管理・データ提供）が実現可能か検証を行う。あわせて、システム導入済み団体におけるデータ連携（標準仕様等の作成を含む）及び共通システム整備（データ提供）が実現可能かについても検証を行う。

地番の位置情報について、登記所備付地図が「公共座標」の場合の対応としては、不動産ベース・レジストリ整備の成果の共通システムでの利用とし、また、登記所備付地図が「任意座標」の場合は、地番現況図（土地の区画、付番状況、位置、形状）を利用する。

また、地方公共団体において円滑な運用が確保されるよう、適切なサポート体制を構築する。



システム構成イメージは下図のとおり。



(2) スケジュール

共通化の推進については、令和7年度の地方公共団体の公募を経て、令和8年度より「住居表示台帳の電子化」と「共通システム開発」を開始する。

令和9年度に「業務検証」を実施のうえ、今後の方針を検討する。

共通化の推進に当たっては、地方公共団体にとって過度な負担とならないよう、必要な配慮をしつつ進める。

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				2027年度 (令和9年度)				2028年度 (令和10年度)				2029年度 (令和11年度)				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
業務検証協力団体の公募																					デジタル庁・地方公共団体
住居表示台帳電子化																					デジタル庁・地方公共団体
共通システム設計開発																					デジタル庁
共通システム運用																					デジタル庁
業務検証																					地方公共団体
データ連携要件の策定																					デジタル庁
対応方針の策定																					デジタル庁
(以下は継続方針の場合)																					
共通システム本番運用																					デジタル庁
必要に応じて共通システム追加開発																					デジタル庁
住居表示台帳電子化の促進																					デジタル庁・地方公共団体